

シンガポールにおける社会保障・医療保障制度改革 ～高齢化社会に対応して～

シンガポール事務所

シンガポールでは高齢化が急速に進んでおり、医療費の増大に対応し、かつ、高齢化に伴う国民の将来への不安を緩和するため、様々な措置を打ち出しています。2014 年に入り、次々と社会保障・医療保障制度に関する改正が発表されました。その内容をご紹介します。

1 社会保障・医療保障制度の概要

まず、シンガポールの社会保障・医療保障制度を理解するために、概要を簡単にご説明します。

(1) CPF (中央積立基金) とは

CPF (Central Provident Fund : 中央積立基金) は、全てのシンガポール国民及び永住権取得者、及びその雇用者が、給与の中から政府が定める拠出率に従って CPF 専用口座に強制的に貯めていく仕組みになっています。積み立てられた拠出金は、加入者が 55 歳になるまで、特定の理由がない限り引き出しできません。

拠出金は①普通口座 (住宅・保険・投資・教育資金)、②特別口座 (老後の資金)、③メディセイブ (入院費・医療保険)、という 3 種の口座に分けて積み立てられます。普通口座には年間 2.5%、特別口座及びメディセイブには年間 4.0%以上の利息がつきます。積み立てられた拠出金は、加入者が 55 歳になれば、最低維持残高 155,000S ドル (約 1,400 万円) を残して引き出すことができます。老後の経済的な保障の他、住宅・医療・大学ローンの支払いなどにも利用が可能で、総合的な社会保障制度として機能しています。

<CPF の例 : 月収が 750S ドル (約 67,500 円) 以上 50 歳以下の人の場合>

給与の 20%を本人が、17%を雇用者が CPF に拠出。合計 37%が本人の CPF 口座に貯まっていきます。

例) 年収が 600 万円であれば年間 222 万円が CPF 口座に積み立てられる。

※ 拠出率は年齢や収入により異なり、高齢者の継続雇用を促すため、51 歳以上は拠出率を引き下げるなど工夫がされています。

(2) 医療保障制度

シンガポールでは、上述のメディセイブを中心に、それを補完するメディシールド、メディファンドといった医療保障制度を整備しています。

ア メディセイブ

CPF 制度による強制貯蓄で、55 歳までに 43,500S ドル（約 4,000 万円）の積立が義務づけられています。一般外来診療や外来処方箋は対象外で、入院費や慢性疾患、高度医療といった特定の外来診療などの医療費に利用できます。

イ メディシールド

加入は任意ですが、メディセイブを補完する制度として国民の 8 割以上が加入している医療保険です。メディセイブ同様、通常外来診療は適用外ですが、公立病院における入院治療や高額検査、一部の外来診療に適用できます。90 歳以上の高齢者は適用対象外です。

シンガポール政府は、今後メディシールドの制度を大幅に見直し、2015 年末にはメディシールド・ライフという新制度へ移行することを発表しています。新制度では、適用年齢制限の撤廃により一生涯保障となり、給付対象外だった既往症にも適用範囲が拡大されます。また、従来は任意加入だったものが今後は強制加入となり、保険料が引上げられ、個人の負担も増えることとなります。低所得者層には保険料補助制度が創設される予定です。

ウ メディファンド

医療費を支払えない低所得者に対する医療費補助を目的とした基金で、セーフティネットとして位置づけられています。公立病院の医療費の支払いにおける補助で、メディセイブやメディシールドを使用しても不足する場合にのみに適用されます。

※ シンガポールでは、通常外来診療は各種医療保険からは対象外ですが、一般外来診療の多くは公立病院で行われており、診療費は処方箋を含め 1 回の受診で 20~30S ドル程度（約 1,800 円~2,700 円）におさえられています。

2 今回の改革の内容

(1) 建国に寄与した世代を称える「パイオニア世代パッケージ」

2014 年 3 月、2014 年度（2014 年 4 月 1 日~2015 年 3 月 31 日）予算案において、シンガポール政府は、シンガポールがマレーシアから独立した 1965 年に 16 歳以上だった国民を、シンガポール建国に大きく貢献した「パイオニア世代」と位置付け、彼らを称える「パイオニア世代パッケージ」と銘打った支援を実施することを発表しました。この支援は、今や高齢者となった「パイオニア世代」に対する医療費の補助を目的とするもので、約 45 万人のシンガポール国民が対象となります。この改革の主な内容は、以下の通りです。

ア 外来診療費や医薬品の助成等

パイオニア世代である高齢者の、診療所や専門医にかかった際の外来診療費と医薬品に対する半額助成や、パイオニア世代の身体障害者に対する年 1,200S ドル（約 11 万円）の助成金の支給等。

イ メディセイブへ助成金を支給

パイオニア世代を対象に、医療口座「メディセイブ」へ、年齢区分に応じて年 200S ドル～800S ドル（約 18,000 円～約 72,000 円）を支給。

ウ 医療保険料の免除

2015 年末より導入され、強制加入となる医療保険である「メディシールド・ライフ」の保険料の免除。80 歳以上の高齢者については全額、65 歳以上～79 歳以上の世代については全額～大部分が免除される。

(2) CPF 制度についても高齢者を厚遇

2014 年 8 月、リー・シェンロン首相は、シンガポール独立記念日の演説の中で、CPF 制度についても改革を発表しました。この改革の主な内容は、以下の通りです。

ア 65 歳以上の CPF 加入者は、退職後は最低維持残高の 20%を上限に CPF から引き出しを可能にする。

イ 高齢者の低所得者を対象に毎年助成金を支給する「シルバーサポートスキーム」の導入。

ウ 55 歳になる層を対象に、CPF の最低維持残高を現行の 155,000S ドル（約 1,400 万円）から 161,000S ドル（約 1,450 万円）に引き上げる（2015 年 7 月から実施）。

エ 老後の生活費に補填できるよう、公共住宅のリース残存期間の政府への売却制度の対象者を拡大（現行の 3 部屋タイプから 4 部屋タイプへ。これにより全所有者の半数が対象に。）

おわりに

これら改革の背景には、経済成長を最優先してきた時代から、国民が自身の生活設計に目を向ける時代が変わってきたこと、社会保障制度に対する政府の運営の仕方に対し厳しい目が向くようになったことも背景にあります。今後、現在の日本と同様に超高齢化社会に進んでいくシンガポールですが、着々と制度改革が行われており、今後も目が離せません。

（松田所長補佐 東京都派遣）